

広島県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月十六日

広島県知事 横 田 美 香

名称	ひろぎんクレジットサービス株式会社	住所又は事務所の所在地	広島市中区紙屋町一丁目三番八号	指定をした日	令和八年三月三十一日	納付事務に係る歳入等の内容	広島県縮景園の入園料並びに広島県立美術館の入館料及び図録・目録売払代金	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
	ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社		東京都品川区西五反田七丁目七番七号						